

第4号様式（第9条関係）

平成30年度第1回 大田区入札監視委員会定例会議議事概要

開催日時	平成30年8月28日（火） 午後3時～5時
場所	大田区役所本庁舎9階入札室
出席委員	内山委員長、宮本委員、藤好委員
事務局 （説明者）	清水副区長、玉川総務部長、有我経理管財課長、 深川施設整備課長、浦瀬建設工事課長 鈴木基盤工事担当課長、 柴田契約担当係長、前田契約担当係長、 浦田契約担当主査
議事概要	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 副区長挨拶 3 議事 <ol style="list-style-type: none"> （1）指名停止措置の状況について （2）平成29年度下半期 工事請負契約の概要について （3）平成29年度下半期 工事請負契約抽出案件について （4）その他 4 閉会 <p>※詳細は、別紙のとおり</p>
審議の対象 とした期間	平成29年10月1日～平成30年3月31日 （合計147件、制限付一般競争入札70件、総合評価落札方式入札4件、希望制指名競争入札18件、指名競争入札8件、随意契約47件）
提出された 報告資料	平成30年度 第1回大田区入札監視委員会次第 資料1 指名停止一覧 資料2-1～2 入札契約方式別発注工事総括表、発注工事一覧表 競争入札における工種別平均落札率の状況 資料3 第1回入札監視委員会 入札契約方式別抽出案件一覧 資料4～8 抽出事案説明書
審議した事案	抽出事案計5案件 「入札契約方式別抽出案件一覧」（資料3）のとおり
主な意見 質問回答等	別紙のとおり
備考	

平成 30 年度第 1 回 大田区入札監視委員会定例会議議事概要 別紙

1 指名停止措置の状況について

事務局より資料 1 に基づき報告した。

委員の主な意見・質問等	区の主な回答等
<ul style="list-style-type: none"> ・リニア新幹線の談合問題で、関与した大手ゼネコンに対しては指名停止を行ったのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都は、事実関係を完全には把握できていない段階ではありましたが期間を定めずに指名停止を行っています。しかし、大田区としては公正取引委員会からの正式な処分を待って対応したいと考えています。

2 平成 29 年度下半期工事請負契約について

事務局より、資料 2-1～2 に基づき報告した。

委員の主な意見・質問等	区の主な回答等
<ul style="list-style-type: none"> ・上半期と下半期の契約方法を比較すると、下半期に制限付一般競争入札が少ないように感じる。なぜ、このような傾向になるのか。 ・逆に、下半期に随意契約が多いのは、年度内にしゅん工する必要があるという理由で随意契約としているのではないのか？ ・総合評価落札方式の結果を見ると、落札率はそれほど高くないのに、落札業者以外の参加者はいずれも予定価格を超えている状況について、どう考えるか。 ・このようなケースで労務単価が低いため、労働者が困っているということはないか。 ・制限付一般競争入札の中で、業種が河川関係の工事は参加者が少ないが、これは予定価格が低いとか、参加できる業者が少ないとか、何か理由があるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特に、大型工事等については、早期発注等年度の早い時期に入札を執行しているため、制限付一般競争入札を含む入札案件は上半期に集中すると考えられます。 ・契約の立場からは、期間が迫っているため随意契約とするということはありません。各工事の性質からそのような傾向になっているものと考えています。 ・落札業者以外は予定価格を超えているという事象は、入札の結果ということになりますが、このような傾向は特に総合評価方式だから起きたわけではないと考えます。ただ、今後このようなケースについては引き続き分析を行っていきます。 ・工事入札においては最低制限価格を設けることで労働環境の悪化を抑制しておりますし、そのような苦情もいただいておりませんので、現状、受注者が労働条件に関する不当な扱いをしていないと認識しております。 ・該当する案件では、特殊な工事が多く、参加業者が限られてしまう傾向があります。

<p>・応札者が少ないと予想される案件もあるのか。</p> <p>・以前、オリンピック関連の工事の入札で労働者不足で入札が執行できないという話があったが、それは解消されたのか。</p> <p>・不落随契の協議相手を一人にするという理由を説明してほしい。</p> <p>・二者ともに金額に差異がない場合などでは、弾力的に運用すれば、より効果的な結果が得られるのでは。</p> <p>・通常の随意契約であれば、合見積をとって対応するわけだから、不落随契も同様に扱っても不合理ではないのでは。</p>	<p>・入札参加者が少ないと予想される案件もあります。その際は、起工課と相談して、条件を緩和して、区外業者にも参加できるようにするなどの工夫はしてはいますが、期待通りにはいかないのが現状です。</p> <p>・オリンピックに起因するかどうかは不明ですが、技術者が確保できないため入札を辞退するケースはいまだあります。</p> <p>・前回の委員会でいただいた貴重なご提言を受けて、23 区に調査した結果、一者に限るということではなく、入札金額の低い順に協議をする方法を取っている自治体が大半でした。大田区でもこれまで、一者目で協議が成立しておりました。ただ、ご意見いただいた方法も一面では効果が得られるものと考えておりますので、さらに他区の状況を鑑みながら、引き続き調査研究して、より適切で効果的な不落随契を目指していきます。</p> <p>・ご意見ありがとうございます。ただ、競争終了後の協議相手として、一番手と二番手を同列に扱うことの是非など、課題もありますので、引き続き調査研究を行います。</p> <p>・上記と合わせまして、引き続き検討いたします</p>
---	--

3 平成 29 年度下半期工事請負契約抽出案件について

事前に当番委員が抽出した 5 案件について、事務局より資料 3～8 に基づき報告し、審議を行った。

(1) 制限付一般競争入札案件 (1 件)

- 呑川高濃度酸素水浄化施設整備工事 (送水管布設その他)

委員の主な意見・質問等	区の主な回答等
<p>・入札参加者が 1 者しかなかったのは何故か。</p> <p>・</p>	<p>・本工事は、当初は当該工事を含む大規模な工事では発注予定でしたが、工事内容が困難と判断して、分割して発注することとしました。それでも工事内容から、受注可能な業者が限られることを想定して、参加条件の対象範囲を都内まで広げましたが、結果として 1 者のみの参加となりました。</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・1者しか参加していないのでは競争が成り立たないのではないか。 ・工事内容の送水管の布設は当該業者がほとんど独占的に行っているのか。 ・参加業者はたとえ競争相手がいなくても、自らが希望する入札額を提示しているのか。 ・今回については区内業者に施工能力がなかったということか。 ・発注者の立場からも、区内業者の育成という面から、このような難工事についても、しっかり受注できる能力をつけさせるようにしたらどうか。 ・区としては、公告以外に業者に周知する方法はないのか。 ・参加条件の基準はあるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般競争入札においては、公告を行っており、公告を見て参加を希望しない業者も含めて潜在的な競争は行われているという前提のため、競争性は失われていないと考えています。ただ、やはり参加者が多ければそれだけ競争性が働いて好ましいと考えられますが、この案件についてはそれが実現できませんでした。 ・そうではありませんが、J Rの線路及び河川に接することから、いずれも関係機関と協議が必要な特殊性があるため、実績のある業者が少なく、このような結果となったと思います。 ・開札が終了するまでは入札参加業者は何者応札しているのかはわからない仕組みになっているため、競争相手の有無にかかわらず、入札しております。 ・区内業者が入札に参加しなかったのは、河川工事を取り扱う業者が少ないのに加え、先ほど申し上げました特殊性もあったことだと考えられます。 業者と直接交渉することもできないため、公告に頼るしかない状況です。 ・例えば、大規模な工事の場合JVを組んで、区内業者を第二、第三グループに入れることで、技術力を磨いてもらうなどの工夫をしています。 ・左記の課題に対し、参加条件の緩和、工種の変更、入札方法や入札時期の検討など、受注に合わせて調整する工夫をしています。 ・予定金額に基づいて格付ランク別に行っています。また、高額な場合はJVによる入札、さらに工事内容によって基準とは異なる格付ランクや順位に広げての指名等、参加条件を緩和して、責任を持って施工可能な業者の参加を促しています。
---	---

(2) 指名競争入札方式（2件）

○ 仮称西蒲田四丁目第二児童公園造成工事

委員の主な意見・質問等	区の主な回答等
<ul style="list-style-type: none">・一回目の入札と比べて仕様は変わっているのか。・ウォールベンチの設置を取り消したのか。・当初の設計に問題があったのか。・減額は品質を落としたためか。・設計は別途発注しているのか。・設計図の出来により選んでいるわけではないのか。	<ul style="list-style-type: none">・ウォールベンチについて区と業者の積算額に乖離があったため、見直しを行いました。・ウォールベンチの設置工事は行いますが、その際の工事単価を見直して積算しました。・適正な価格で積算はしていますが、今回のように業者との積算額に違いがある場合は、問題点を整理した上で、必要に応じて仕様を見直しています。・減額の主な要因は平板塗装の面積を減らしたためです。・別途入札により業者を決めています。・建築設計等については、入札方式による価格のみではなく、提案内容により業者を決めるプロポーザル方式を採用することもあります。

○ アスファルト舗装工事（基一調工-5）

委員の主な意見・質問等	区の主な回答等
<ul style="list-style-type: none">・一回目の一般競争入札は開札には至らなかったのか。・中止の理由は。・今回は、一般競争入札で行わなかったのはなぜか。	<ul style="list-style-type: none">・公告までは行いましたが、中止となりました。・参加希望業者に配付した設計書、図面で一部数量の修正の必要が生じたためです・途中まで入札が進んだ段階で、中止としましたが、仕様内容に大きな違いはありませんでした。したがって、一般競争入札により執行することで、新たに参加した業者とすでに当初の入札に参加希望をしていた業者の間で、公平性が確保できない可能性があるため、当初の入札に参加希望をしている業者のみで入札を執行しました。

<ul style="list-style-type: none"> ・中止した入札では、業者は応札していたのか。 ・指名競争にしたのは迅速に対応できるためか。 ・通常、中止となった場合は今回のような対応をするのか。 ・決定は専門の委員会等が行うのか。 ・中止をする際の手続きは、一人で恣意的に行っているわけではないのか。 ・建築であれば、工事面積で積算することがあるが、予定価格は舗装面積を基礎として積算しているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・入札に参加希望を出した業者に設計図書を配付した後に中止としたため、まだ応札はしていない段階でした。 ・早い段階で入札を再開しなかったことと、先ほども説明いたしましたが、今回については一般競争入札になじまないと考えたためです。 ・同様の事例であれば、過去にも同じ対応をしています。 ・区の契約決定権者が決定します。 ・起工課から諸事情により、入札をストップしてほしい要請があった場合、それに基づき課内で検討したうえで、担当者が起案後、区として組織的な意思決定の手順を踏んだ上で決定する仕組みとなっています。 ・大田区の積算基準により、いろいろな工種を積み上げて積算しています。
--	---

(3) 随意契約 (2件)

○ 蒲田駅西口駅前広場整備工事その3 (交通安全宣言塔補修及びサイン整備工事)

委員の主な意見・質問等	区の主な回答等
<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、どういう計画なのか。 ・工事その1と工事その2の契約金額は。 ・その1はJVか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・工事その1は基盤整備、工事その2は本格的な整備工事、工事その3は今説明いたしました、交通安全宣言塔やサイン整備工事となります。工事自体はあわせて2年間で、工事その3で終了です。 ・工事その1が約5千万、工事その2が約4億弱です。 ・工事その1は、工事その2に比べて工事規模が小さかったため、指名競争入札による単体発注で佐々木総業が受注しました。

<ul style="list-style-type: none"> ・工事その2を発注するとき、6号随契でその1の業者に発注しなかった理由は。 ・業者は、工事その2を発注した時、その3工事の存在も知っていたのか。 ・6号随契を採用する場合は、業者が以後に関連する工事の存在を予測して受注することもあるかもしれないので、工事を分割発注する場合は、慎重に対応してほしい。 ・第2グループの業者はデザインが得意だから組んだのか。 ・その3工事については、いつ、どういう手続きで発注の決定をするのか。誰か一人の一言で決定するとなれば、不正の温床となる可能性もある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・工事その2は、今説明いたしましたが、工事その1に比べて規模の大きな工事だったため、JV方式で発注したからです。 ・工事その2の発注段階では、サインの規格や数量が定まっていなかったため、区としては工事発表をしていません。したがって、対外的には、工事の有無を知ることはできないと考えます。 ・当初から工事内容が明確であれば、本体工事に含め、そうでない場合は、別途発注するのが発注の原則と考えております。今後についても引き続き6号随契により発注することが妥当であるかどうかを厳格かつ慎重に検討していきます。 また、工事受注後に関連する工事の発注が類推されるようなことがないよう対応していきます。 ・ご指摘のほかにも、第2グループの業者は建築も取り扱っているので、工事を進めるうえで都合が良かったのではと考えます。 ・起工課で、まず工期や工事内容を精査し、その内容を契約担当に相談後、契約担当が契約方法や工期、分割の是非を含めた工事内容を検討して、組織的に決定します。
--	---

○ 平成29年10月22・23日台風21号による災害復旧対応・公園施設整備工事
(多摩川緑地駐車場、ひょうたん池)

委員の主な意見・質問等	区の主な回答等
<ul style="list-style-type: none"> ・11月に契約を締結して、期限は3月ということで、5か月という工期であるが、これで緊急工事といえるのか。 ・通常の入札をしては間に合わないということか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公園の利用者の安全対策として、早急にバリケードを設置する必要があり、その意味で緊急性がありました。その後についても、利用者の方に一日でも早く公園を開放する必要があったため、こちらも緊急性があったと判断しています。 ・サッカー場、テニスコート、野球場など工事のボリュームが大きいいため、工期的にも長く、また、上記の理由から早急に対処する必要がありました。

<ul style="list-style-type: none"> ・多摩川はここ数年、毎年氾濫しているが、緊急工事という名目で、毎回特定の業者に発注しているのか。 ・1者としか随意契約をしていないのか。 ・契約金額も適正に見積もっているのか。公明正大な対応をお願いしたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の利便性も考慮に入れ、早急に対応しなければならない必要があることや、野球場やサッカー場など専門業者でなければ対応が難しい場所もあり、その場合には、いままで実績のある業者に発注していることもあります。 ・多摩川河川敷は広範囲であり、本案件は11件の工事に分割して、それぞれの得意分野の業者に発注しました。 ・適正な手続きにのっとり契約金額を決定しております。
---	--

4 その他

委員の主な意見・質問等	区の主な回答等
<ul style="list-style-type: none"> ・駅前広場、公園等ランドスケープのデザインは、できればプロポーザルで設計業者を選ぶと、より良いものができるので、仕組みを考えてみてはどうか。 ・今後6号随契になる可能性がある案件があれば、教えてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・価格競争のみで一律、機械的に選ぶというのではなく、意匠や機能といった項目を盛り込んだプロポーザルを積極的に活用していきます。 ・その時点で工事発表が出ていれば可能と考えます。

平成30年度第2回委員会を平成30年12月に開催予定。